

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年4月27日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構別府医療センター院長 矢野 篤次郎

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 病棟ブラインド賃貸借及びメンテナンス業務
- (2) 調達案件の仕様及び数量 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和4年6月1日～令和9年5月31日
- (4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構別府医療センター
- (5) 入札方法

入札金額については、(3)に定める履行期間に行う(1)調達件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者の必要な資格

- (1) 厚生労働省参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でB又はCの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、「契約細則」という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考：契約事務取扱細則】

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(3) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考：契約事務取扱細則】

- 第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行なった者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3. 契約条項等を示す場所

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付、入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒874-0011

大分県別府市大字内竈1473

独立行政法人国立病院機構別府医療センター事務部企画課業務班長

電話 0977-67-1111

(2) 入札書の受領期限

令和4年5月18日(水) 17時00分(郵送の場合は受領期限までに必着のこと)

(3) 開札の日時及び場所

令和4年5月19日(木) 11時00分

別府医療センター外来管理棟2階 中会議室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約相手方の決定方法

独立行政法人国立病院機構会計規程第54条に規定しているとおり、入札説明書に従い入札書を提出した者であって、取扱細則第21条及び第22条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。なお、交渉権者となるべき同価の入札をした者が複数ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて交渉順位を定める。入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、順位を決定するものとする。

(6) 契約価格の決定方法

第一交渉権者決定後直ちに交渉日時を通知、交渉し契約価格を決定する。ただし、交渉が不調または交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 本契約の履行に関して発生した損害については、受託者が負担するものとする。

(8) 委託者は本契約の全部または一部を解除することができる。

(9) その他詳細は入札説明書による。